

本 会 議 及 び 委 員 会 音 声 デ ー タ 反 訳 等 委 託 業 務 仕 様 書

1. 委託する業務

- (1) 長浜市議会定例会月議会及び特別議会等（以下「本会議」という。）における会議中のすべての発言内容を記録した音声データから反訳し、反訳原稿を作成する。
- (2) 長浜市議会常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会等（以下「委員会」という。）における委員会中のすべての発言内容を記録した音声データから反訳し、反訳原稿を作成する。
- (3) 会議録を印刷製本する。

※ただし、(1) の本会議についてのみとし、(2) の委員会に関するものを除く。

2. 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで

3. 業務の内容

(1) 音声データ反訳及び反訳原稿作成業務

- ① 令和7年4月1日から令和8年7月31日までの間に開催する本会議の音声データから会議録の反訳原稿を作成する。
- ② 令和7年4月1日から令和8年7月31日までの間に開催する各常任委員会（総務教育常任委員会、健康福祉常任委員会及び産業建設常任委員会）、予算常任委員会及び決算特別委員会（総務教育分科会、健康福祉分科会及び産業建設分科会を含む）、議会運営委員会及び特別委員会等の音声データから会議録の反訳原稿を作成する
- ③ 本会議の音声データは、委託者が録音し、受託者に送付する。なお、データの送付方法については、別途協議する。
- ④ 反訳作業日程（本会議）
 - ア 委託者は、会議終了後直ちに音声データ等の資料を送付し、受託者は資料受領後14日以内に反訳原稿を作成し、委託者に納入する。
 - イ 委託者は、反訳原稿の納入を受けてから概ね14日以内に校正を行い、受託者に返送する。
 - ウ 受託者は、校正済反訳原稿の送付を受けてから、7日以内に再度反訳原稿を調整し、委託者の確認を受け、完成版の反訳原稿を納入する。
- ⑤ 反訳作業日程（委員会）
 - ア 委託者は、会議終了後直ちに音声データ等の資料を送付し、受託者は資料を受領後14日以内に反訳原稿を作成し、委託者に納入する。
- ⑥ 委託者が反訳原稿の抜粋を必要とするときは、受託者は連絡を受けた日から5日

以内に作成する。

- ⑦ 反訳原稿は、Microsoft Word形式とし、完成版はCD-ROMでも提出するものとする。
なお、反訳原稿は、会議録検索システム（Discuss）に加工が可能なデータであること。

（２）会議録印刷業務（本会議のみ）

- ① 完成した反訳原稿をもとに、会議録の原本及び配布用を印刷し製本する。
② 作成する会議録の対象は、令和７年４月１日から令和８年７月３１日までの間に開催される会議とする。
③ 招集議会、特別議会及び臨時会の会議録は、次の定例会議会の会議録に同時収録するものとする。
④ 会議録の仕様は次のとおりとし、先例の仕様に準じる。

ア A４版、両面印刷、２穴、無線とじ

イ 紙質 表裏表紙 厚紙１３５ＫＧ（白色）

その他 ５５ＫＧ（白色）

合 紙 ５５ＫＧ（空色、黄色、ピンク）

ウ 規格は、文字フォント１１ポイント ２１字×３８行×２段組（A４縦横書き）

エ 製本に際し、取消し発言等、議会事務局が指定した部分に関し、原本用はそのまま印字し、配布用は文字数分を「・」で印字する。

オ 製本は定例会議会ごとに、原本１冊と閲覧配布用９冊とする。なお、閲覧配布用の冊数は、増減する場合がある。

カ １定例会議会１冊のページ数は約２６０頁（合紙を含む）と想定する。

- ⑤ 会議録は、反訳原稿完成後１０日以内に印刷及び製本し、委託者に納入すること。
⑥ 納入場所は長浜市議会事務局とする。
⑦ １．－（２）に係る委員会の会議録については、印刷及び製本は不要とする。

４．契約内容等

（１）本契約は音声データ反訳１分当たりの単価及び会議録１頁当たりの単価による単価契約とする。

（２）委託料の支払額は次の各号に掲げる額の合計とする。

- ① 音声データ反訳料 １分当たりの単価に延べ会議時間（１分未満は、切り捨て）を乗じて得た額に消費税法及び地方消費税法の規定に基づき１００分の１１０を乗じて得た額とする。（円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。）
② 会議録印刷料 １頁当たりの単価に頁数（頁数は、印刷頁数、表紙及び合紙は１

枚1頁とした合計とする。)及び冊数を乗じて得た額に消費税法及び地方消費税法の規定に基づき100分の110を乗じて得た額とする。(円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。)

- (3) 上記委託料の支払いの際、法令等の改正により消費税等の税率に変更があった場合には、変更後の税率に従って消費税等の額を算定するものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。
- (4) 契約金額の支払いは、本会議については1審議期間ごとに、委員会についてはその都度請求するものとし、支払い請求があった日から30日以内に委託代金を支払うものとする。
- (5) 本契約における会議予定は、本会議については概ね、5定例会議、1招集会議で、会議日数は年平均20日程度とする。(延べ想定時間数124時間)
- (6) 委員会については概ね、各常任委員会及び分科会の合計56回(延べ112時間)、議会運営委員会25回(同25時間)、決算特別委員会等4回(同15時間)程度を想定とする。(延べ想定時間数152時間)
- (7) 委託事務を処理することにより知り得た秘密及び会議録原文、その他資料については、これを他に漏らしてはならない。
- (8) 契約締結後、各会議録完了までの間に発生した損害の一切については、受託者の負担とするものとする。
- (9) 次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。
 - ア 納入期限内に会議録の引き渡しが終わらないとき
 - イ 契約期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められるとき
 - ウ 以上のほか、契約事項に違反し、契約の目的を達することができないとき
- (10) 本仕様書に記載のない事項については、その都度協議するものとする。